

歯科衛生士の単独訪問算定

医療保険と介護保険の算定方法について
2016年3月時点の支援診の場合

患者さんが寝泊りしている場所が施設の場合 @全て医療保険

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム:特養)
- 介護老人保健施設(老健)
- 介護療養型医療施設
- 歯科のない病院(医療機関)
- 療護施設(入所)
- 更生施設(入所)

歯科医師訪問から1ヶ月以内であれば、訪衛指360点は月4回まで算定可

例)	1/15 (初診)	2/14	3/10
歯科医師	866(+170+110)+歯在管140	866(+170+110)	866(+170+110)
	1/16	2/14	3/10
衛生士単独	360点@月4回		360点@月4回

- 初回は必ず歯科医師訪問が必要。歯科医師訪問日から1か月未満迄、訪衛指算定可能
- 歯科医師と同日の訪衛指は、歯科医師の指導・指示書等の保存書類の整合性も配慮
- 1/16~2/14~3/10迄月4回を限度として算定可能(帯同110点はケア担当とは別のDH)

寝泊りしている場所が居宅の場合で介護保険のある方

- 居宅(一戸建て住宅)
- **グループホーム・有料老人ホーム**
- 高齢者専用賃貸住宅(高専賃)
- 小規模多機能ホーム(宿泊)
- マンション・アパート等集合住宅
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- **養護老人ホーム**
- サービス付き高齢者住宅(サ高住)

歯科医師訪問 & 歯科医師居宅指導503単位から
3ヶ月以内であれば、衛生士居宅指導352単位は月4回まで算定可

例)	1/15 (初診)		4/14
歯科医師	866(+170+110)点+503単位	←→	866(+170+110)点+503単位
衛生士単独		352単位@月4回	

- 初回は必ず歯科医師訪問が必要。1/16～4/14～7/13迄月4回を限度として算定可能
- 歯科医師は居宅療養指導を作成しケアマネジャーに報告と共に歯科衛生士に指示書
- 歯科医師訪問日から3か月未満迄、歯科衛生士居宅指導は算定可能
- 歯科医師と同日の訪衛指は、歯科医師の指導・指示書等の保存書類の整合性も配慮

指導

<医療保険(施設)>

- 歯科疾患在宅療養管理料
歯在管 : 140点(一般は130点)
機能評価加算 : 50点(一般は不可)
※3か月に1回は再評価
- 訪問歯科衛生士指導料
訪衛指 : 360点

<介護保険(居宅等)>

- 歯科医師居宅療養指導 : 503単位
歯科医師居宅療養複数 : 452単位
※少なくとも3か月に1回は再評価
と医療保険による算定が必要
- 歯科衛生士居宅療養指導 : 352単位
歯科衛生士居宅療養複数 : 302単位

本来の医療指導が在宅では介護算定となる